

第229回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第8号

令和5年6月5日かすみがうら市農業委員会告示第8号をもって、令和5年6月12日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第229回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和5年6月12日（月）午後2時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 西崎 敏和	3番 鈴木 良道	4番 宮本 教夫
5番 塚本 勝男	6番 安田 治	8番 久松 弘叔	9番 井坂 孝雄
10番 高田 健司	11番 谷中 昌	12番 廣原 孝	13番 栗山 千勝
14番 塚本 茂	15番 中山 峰雄		

4. 欠席委員

7番 飯田 敬市

5. 説明のため出席した者

事務局長 齊藤 健 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

9番 井坂 孝雄 10番 高田 健司

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第18号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について
 - 議案第45号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
 - 決議第1号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について

午後3時23分閉会

事務局長	<p>只今から、令和5年 第229回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、7番 飯田 敬市 委員から欠席届が提出されております。</p> <p>また、10番 高田 健司 委員から5分程度、出席が遅れる旨の連絡がございました。</p> <p>(高田委員 午後2時8分に着座)</p> <p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議 長	会長あいさつ
議 長	はじめに、事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局	(諸般の報告朗読)
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 井坂 孝雄 委員、10番 高田 健司 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします</p>
議 長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から、午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	<p>次に、報告第18号から第20号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしま</p>

	<p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。 す。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 農地法第5条・番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
4番 宮本 教夫	<p>埋め立てに使用する道路はありますか、使用する運搬車両は何か。</p>
事務局	<p>進入路は、県道から入る市道があります。 運搬車は、10トン車になります。</p>
3番 鈴木 良道	<p>搬入する道路では、舗装のひび割れなど発生しないか。</p>
事務局	<p>市道は、砕石敷きの道路になります。 本計画は、道路課と協議しています。</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 農地法第5条・番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番 安田 治 委員の入室をお願いします。 (6番 安田 治 委員 入室)</p>
議 長	<p>以上で、議事参与の制限にかかる案件が終了しました。 これよりは、通常案件の審議になります。</p>
議 長	<p>「議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可</p>

	<p>約500m北東に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。 ぶどうを作付けする計画です。 続きまして、番号7番の農地につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第41号 農地法5条の番号3番と関連する案件のため、そちらの説明の際に一括で説明いたします。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>5番 塚本 勝男</p>	<p>受人の経営面積が空白で何も記載されていないのは、どのような理由ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現地を確認したところ、受人は以前から渡人の承諾を得て、土地を利用し、家庭菜園を営んでおりましたが、今回、所有権移転を行い、正式に自身の土地とするため、申請に至ったのが理由になります。</p>

5番 塚本 勝男	この受人の方は、土地が無かったということですか。
事務局	自身名義の土地は無かったのですが、家の隣の土地なので長い間、家庭菜園として使用していましたが、現状のまま利用するのではなく、所有権を正すため、申請しました。
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・質問、意見なし)

議 長	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、番号7番以外、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、番号2番・番号5番を除いて、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p>

	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第40号 番号7番及び議案第41号 番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第42号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については、事前調査を実施しております。
	(事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事務局より議案の説明をお願いいたします。

当番の農業委員に現地を見ていただいたところでは、いずれも雑草繁茂の状態でした。

18条申請の許可権限は、茨城県にあります。事前に農業委員会で申請の提出を受け、総会に諮り、申請が適法なものであるかどうか、許可基準に該当するかを審議し、「却下」又は「許可」若しくは「不許可」の意見を決定し、提出日の翌日から起算し、40日以内に議事録の写し等の書類を添えて、茨城県に送付することになっております。

なお、「却下」の意見に該当する場合につきましては、18条申請書の記載事項及び添付書類を審査し、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものと認められない場合が「却下」の対象となります。

本件は、これらの要件を具備するものと認められますので、農地法第18条第2項第1号の判断基準となる、借人の信義則違反を事由とした、貸人の賃貸借の解除について、「許可」又は「不許可」の意見を決定することになります。

本総会で農業委員会の意見を決定後、18条申請書に関係書類を添えて県に提出しますが、県ではさらに茨城県農業会議に意見を求めるために諮問に付議し、県農業会議からの答申を得た上で、茨城県で「許可」又は「不許可」の処分を行うことになります。

つきましては、委員の皆様には、慎重審議をお願いいたします。
説明は、以上になります。

議長 暫時、休憩をお願いします。
(午後2時51分 暫時休憩)

議長 会議を再開します。
(午後2時56分 再開)

議長 先ほど、事務局の説明にもあったように、農地法第18条第1項の規定による許可権限は県にあります。事前に農業委員会の総会で審議し、「許可」又は「不許可」の意見を決定し、申請書の提出日の翌日から起算し、40日以内に議事録の写しなど、必要な書類を付して、県に送付することになっております。
委員の皆様には、慎重審議をお願いします。

議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
3番 鈴木 良道	<p>相手方は、新規就農者ですよね。</p> <p>そのような立場の方が、長い間、かすみがうら市の農地を耕作しないで、賃金の支払いが無ければ、地主として、18条申請の提出は当然の行為と思われれます。</p>
6番 安田 治	<p>県の決定の「許可」又は「不許可」の効力について伺う。</p>
事務局	<p>18条申請に対する「許可」又は「不許可」の意義については、「許可」は貸人の申請事由を認めるもので、「不許可」は貸人の申請事由を認めないというものです。</p> <p>農業委員会に18条申請の提出があった場合、総会で審議し、決定した農業委員会の「許可」相当又は「不許可」相当の意見を添えて、県に提出し、茨城県農業会議の諮問に付議し、答申を得た上で、最終的に県が判断し、「許可」又は「不許可」の決定を行います。</p> <p>「許可」が認められた場合、貸人は、許可書の写しを付けるなどし、借り人に対して、契約解除の通知を行うことができます。</p> <p>不許可の場合は、現状を変えることができないものです。</p>
6番 安田 治	<p>仮に、「許可」となった場合に現状を変える効力はあるのか。</p>
事務局	<p>「許可」の効力についてですが、農地法において、貸人と借人との間で農地の賃貸借の合意解約ができない場合は、県知事の許可を受けた上で、賃貸借の解除ができることになっており、解除を行うにあたって、農地法第18条の「許可」を取るための手続きになります。</p> <p>もし、借人が賃貸借の解除に応じない場合は、更に当事者間で解決に向けた複雑な対応を迫られることになるものと考えられます。</p>
13番 栗山 千勝	<p>借人が、香取市でサツマイモを作る目的で農業を行うにあたり、耕作証明書を受ける目的で、かすみがうら市の土地を借りたのではないのか。</p>
事務局	<p>今年の4月1日に五反歩要件は撤廃されましたが、それ以前に農地の権利取得、権利設定を行うには、五反歩要件が必要でしたので、</p>

	<p>今回審議の対象となっている農地を貸借した令和3年3月10日時点では、新規就農を行うにあたって、借りる農地、取得する農地を合わせて、五反歩の要件が必要でした。</p> <p>借人が、かすみがうら市で農地を借りた当時は、五反歩要件を満たすように貸借したと考えられます。</p> <p>香取市で利用権設定を行うにあたり、かすみがうら市で取得した耕作証明書を提出し、利用権設定の申請を行ったと、香取市の農業委員会に伺っております。</p> <p>確認が取れているのは、かすみがうら市で農地を借り、その後、香取市で農地を借りたということになります。</p>
13番 栗山 千勝	<p>耕作証明書は、かすみがうら市で取得したものです。</p> <p>農業をしているから、耕作証明を出したもので、実際に一回も耕作をしていなければ、虚偽の申請ではないのか。</p>
事務局	<p>耕作証明書は、所有している農地か、借りている農地があり、農地台帳に登録があれば、耕作証明書は発行できてしまいます。</p>
3番 鈴木 良道	<p>五反歩要件を満たす目的で借りたのではないのか。</p> <p>そのうえ、借地料を払わない、耕作もしないでは、如何なものなのか。</p>
事務局	<p>香取市で耕作をするために、かすみがうら市の農地を借りたとは、言えません。</p>
3番 鈴木 良道	<p>しかしながら、これまでの現状を見ると、香取市で耕作するため、かすみがうら市の土地を借りたのではないのか。</p>
5番 塚本 勝男	<p>香取市での耕作はどのようなものか。</p>
事務局	<p>香取市では、約四町歩近く、サツマイモを作付けしております。</p>
3番 鈴木 良道	<p>かすみがうら市の名前を借りているだけと思える。</p>
13番 栗山 千勝	<p>香取市で大きく耕作しているのだから、土地を返していただきたい。</p>

<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号 1 番について、「許可」相当との意見を付することに異議のない方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、「許可」相当の意見を付することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第 4 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 1 6 ページをご覧ください。 今回利用権の設定は、全体で 6 3 件、面積は 1 7 7, 6 2 8 m² です。 内訳は、新規 5 5 件、再設定 8 件で、主な作付け作物は水稻、レンコン、サツマイモ、小麦、飼料、野菜などになります。 農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の各要件を充たしていると考えられます。 説明は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 議案第 4 3 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>67ページをご覧ください。</p> <p>市長より令和5年5月25日付けで農用地利用集積等促進計画（案）の意見を求められております。</p> <p>計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が1件、面積は1,004㎡です。</p> <p>番号1番については、担い手が経営規模縮小に伴い、農地中間管理機構が新たに農地利用配分計画を定め、県知事が認可、公告後に新たな受け手に農地を貸し付ける流れとなります。</p> <p>説明は、以上になります。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第44号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>次に、「議案第45号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」を上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 説明は、要点のみとさせていただきます。 68ページをご覧ください。 こちらは、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価になります。</p> <p>「1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価」の「(1) 最適化活動の実施状況」は、農業委員、農地利用最適化推進委員の最適化活動の実施状況になります。</p> <p>これは、農業委員、推進委員の活動記録セットをもとに、委員全員の活動合計になります。</p> <p>「(2) 成績目標の達成状況及び自己点検・評価の結果」は、市全体の成果目標に対する達成状況の実績になります。</p> <p>また、「2. 農業委員による点検・評価」にある市農業委員会としての標語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としました。</p> <p>69ページをご覧ください。 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」になります。 70ページをご覧ください。 こちらは、「最適化活動の実施状況」になります。</p> <p>「1. 最適化活動の成果目標」としましては、農地の集積は、令和4年度の目標35.3%に対して、実績は37.1%と、農業委員、推進委員の働きによって、目標より105%以上の成果となりました。</p> <p>次に、73ページをご覧ください。 一番下にあります。「推進委員等の点検・評価結果」は、委員全員の令和4年度の点検・評価の結果となります。</p> <p>議案第45号の説明は、以上になります。</p> <p>なお、今回の議案にて総会承認後の6月15日までに、茨城県農業会議に報告するものです。</p> <p>また、本市農業委員会のホームページにおいて公表をいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 議案第45号 について、原案のとおり決定することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、「議案第45号 令和4年度最適化活動の目標及 び目標に対する点検・評価」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「決議第1号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ 決議」を上程します。 提案理由の説明を、9番 井坂会長代理 をお願いします。</p>
<p>9番 井坂会長代理</p>	<p>それでは、ご説明いたします。 74ページをご覧ください。 今回お配りしている資料の中の、茨城県農業会議からの通知文 「令和5年 全国農業新聞の普及推進について」にありますように、 全国農業新聞の普及推進にあたり、各市町村農業委員会において、 「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議」を、総会に おいて採択されるよう依頼がありました。 決議の内容は、次の3点の取り組みを、強力に進めることを申し 合わせするものです。 1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報 発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う。 2. 農業委員・推進委員、1人あたり毎年1部以上の新規購読者の 確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和5年11月末までに購読部数38部の達成を目指す。 というものです。 つきましては、委員各位におきましても、趣旨ご理解のうえ、 ご賛同下さるようお願いいたします。</p>

議 長	<p>説明は、以上になります。</p> <p>提案理由の説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは、採決いたします。 決議 第 1 号 について、原案のとおり決議することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「決議第 1 号 「全国農業新聞」普及推進に関する 申し合わせ決議」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>来月の総会は、7月10日(月)午後3時からを予定しております。 なお、次回の事前調査員は、廣原 孝 委員、栗山 千勝 委員、 塚本 茂 委員 です。 日時は、7月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2と いたします。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地利用状況調査について 2. 令和6年度 国・県市町村農業施策に対する要望に関する組織 検討と意見集約のお願いについて 3. 農地用タブレットの活用について

<p>議 長</p>	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして、第229回 総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____